

## 朝日町病児・病後児保育利用助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、子育て家庭の経済的負担の軽減および児童福祉の増進を図るため、病気の児童を一時的に保育する事業(以下「病児・病後児保育」という。)を利用する保護者に対し、病児・病後児保育利用料を助成することにより、子育て支援の充実を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 この事業の対象者は、病児・病後児保育の利用日において朝日町に住所を有する保護者等とする。

(助成対象経費等)

第 3 条 助成金の対象となる経費は、病児・病後児保育を利用した対象児童の保護者等が支払う費用のうち、飲食費及び延長料金等を除くものとする。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、第 3 条に規定する利用料に相当する額の半額とし、1 人当たり 1 日 1,000 円を上限とする。

(助成の申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者は、朝日町病児・病後児保育利用助成金交付申請書(様式第 1 号)に次の書類を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 領収書等利用料の支払を証する書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第 6 条 町長は、前条の規定による助成の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、朝日町病児・病後児保育利用助成金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第 7 条 町長は、不正に助成金の交付を受けた者があるときは、その者が受けた助成額の全額または一部の返還を命じることができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

朝日町長 様

住 所  
氏 名  
電 話

印

朝日町病児・病後児保育利用助成金交付申請書

朝日町病児・病後児保育利用助成金を次のとおり交付されるよう申請します。

申請額 \_\_\_\_\_ 円

利 用 保 育	病 児 保 育 ・ 病 後 児 保 育			
利 用 年 月 日	年 月 日～		年 月 日( 日間)	
利 用 回 数	回			
利 用 金 額	円			
利用児童の氏名				
助成金振込口座	金融機関		支店	
	口座種別		口座番号	
	(フリガナ) 口座名義氏名			

注 病児・病後児保育の利用料に係る領収書等の支払を証する書類およびその他必要な書類を添付すること。

様式第2号(第6条関係)

号  
年 月 日

様

朝日町長



朝日町病児・病後児保育利用助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった朝日町病児・病後児保育利用助成金について、朝日町病児・病後児保育利用助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

助成金交付金額 円

振込予定日 年 月 日